

第8回尾鷲圏域県管理河川水防災協議会(令和4年3月14日)

三重県では、国、県、市・町の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を確実なものにするために圏域ごとに協議会を設置し、概ね5年以内に行う取組を取りまとめることとしています。

尾鷲圏域県管理河川水防災協議会は、平成29年5月に協議会を設立し、協議会で取りまとめた「尾鷲圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の実施状況についてフォローアップに取り組んでいます。

今回開催した第8回協議会では、新たな取り組みとして、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」へ転換し、ハード、ソフト一体の事前防災対策を加速していくため、第7回尾鷲圏域県管理河川水防災協議会において議論を行いました「尾鷲圏域二級水系流域治水プロジェクト(中間案)」について、三重県下の流域治水プロジェクトの公表様式の確定に伴う修正を行った「尾鷲圏域二級水系流域治水プロジェクト(案)」について、書面会議により最終確認を行いました。

位置図



尾鷲圏域

協議会委員名簿

【委員】

- ・尾鷲市長
- ・紀北町長
- ・津地方気象台長
- ・三重県農林水産部農業基盤整備課長
- ・三重県県土整備部水災害対策監
- ・三重県県土整備部河川課長
- ・紀北地域活性化局長
- ・尾鷲建設事務所長(座長)

【オブザーバー】

- ・中部地方整備局地域河川課長
- ・森林研究・整備機構森林整備センター
津水源林整備事務所長
- ・電源開発(株)西日本支店
北山川電力所尾鷲事務所長

第8回協議会の概要

◇日時

日時: 令和4年3月14日(月) 書面開催

◇議題

- ・流域治水プロジェクトの策定(案)について

◇委員からの意見等

委員及びオブザーバーからの意見等は無く了承されました。

今後の予定

今回確定した「尾鷲圏域二級水系流域治水プロジェクト」を確定版として公表します。